注記

1　重要な会計方針

（1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上し、取得原価が不明なものは、原則として再調達価格とします。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価格１円としています。なお、物品は、地方自治法第２３９条第１項に規定するもので、取得価格が５０万円（美術品は３００万円）以上の場合に、その取得価格を資産として計上しています。

なお、一部の連結対象団体（一般財団法人、地方三公社、株式会社）においては、原則取得価格とします。

（2）有価証券等の評価基準及び評価方法

ア　市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

イ　市場価格がない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

（3）有形固定資産等の減価償却の方法

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。

（4）引当金の計上基準及び算定方法

ア　徴収不能引当金

長期延滞債権の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去５年間の平均不納欠損額により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

イ　退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち白山市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、期末における役員及び社員の自己都合による退職給与要支給額相当額を引き当てています。

ウ　賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（5）リース取引の処理方法

ファイナンス･リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

ただし、リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。

（６）連結資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の４第１項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

なお、現金には出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

（７）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア　会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

イ　消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。　ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

（８）連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日が異なる連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続きを行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

３　追加情報

（１）連結対象団体（会計）

財務書類区分		団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
連結財務書類	一般会計等				
	全体連結	国民健康保険特別会計	事業会計	全部連結	
		介護保険特別会計	事業会計	全部連結	
		後期高齢者医療特別会計	事業会計	全部連結	
		温泉事業特別会計	公営企業（非法適）	全部連結	
		工業団地造成事業特別会計	公営企業（非法適）	全部連結	
		水道事業会計	公営企業（法適）	全部連結	
		工業用水道事業会計	公営企業（法適）	全部連結	
		下水道事業会計	公営企業（法適）	全部連結	
	連結	白山野々市広域事務組合	一部事務組合	比例連結	63.10%
		公立松任石川中央病院	医療企業団	比例連結	74.14%
		公立つるぎ病院	医療企業団	比例連結	74.14%
		手取郷広域事務組合	一部事務組合	比例連結	18.01%
		手取川水防事務組合	一部事務組合	比例連結	45.12%
		石川県市町村退職手当組合	一部事務組合	比例連結	17.94%
		石川県市町村消防団等公務災害補償等組合	一部事務組合	比例連結	14.75%
		石川県市町村消防賞じゅつ金組合	一部事務組合	比例連結	11.48%
		石川県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	9.28%
		白山市土地開発公社	地方三公社	全部連結	
		一般財団法人白山市地域振興公社	第三セクター	全部連結	
		つるぎ街づくり株式会社	第三セクター	比例連結	46.96%
		株式会社あさがおテレビ	第三セクター	比例連結	30.18%
		株式会社フードサービス松任	第三セクター	比例連結	33.33%
		株式会社めぐみ白山	第三セクター	比例連結	37.14%

連結方法は次のとおりです。

①地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

②一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

③地方三公社は、全部連結の対象としています。

④第三セクター等は、出資割合等が５０％を超える団体は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が２５％未満であって、損失補償を付している等の重要性が無い場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

（２）出納整理期間

地方自治法第 235 条の５の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和７年４月１日～令和７年５月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

（３）財務書類の表示金額単位

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計額が一致しない場合があります。